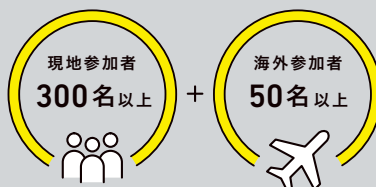
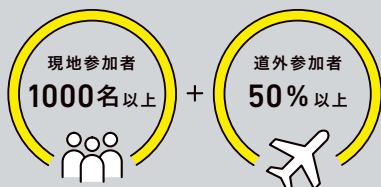


## TERMS & CONDITIONS 助成対象コンベンション

- 開催地が未決定であること。
- 全国的な会議にあっては、現地参加者総数が1,000名以上で、道外の参加者が50%以上。
- 国際的な会議にあっては、現地参加者総数が300名以上で、海外の参加者が50名以上。または、国際会議協会 (ICCA) の基準を満たしているもの。



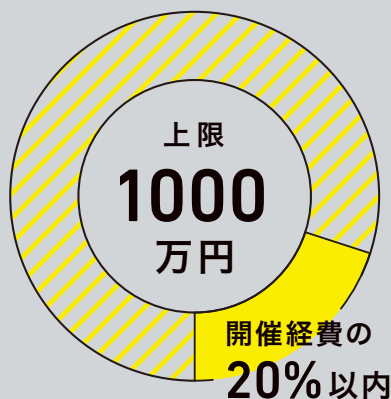
国際会議協会 (ICCA) の国際会議基準

- 国際機関・国際団体 (各国支部を含む) または国家機関・国内団体が主催するもの。
- 参加者総数が50名以上であるもの。
- 定期的開催されているもの。
- 3か国以上で会議の持ち回りがあるもの。

## SUBSIDY AMOUNT

### 助成額

飲食関係費を除く開催経費の20%以内で  
最大1,000万円



助成金はコンベンション終了後にお支払いいたします。

※その他、札幌市助成金制度の交付を受けた場合には、交付額と同額を開催経費から除きます。

※収支決算が黒字の場合はその相当額を助成金額から減額します。

## REQUIRED DOCUMENTS

### 申請に必要な書類

- 申請書 (様式あり)
- 事業計画書
- 収支予算書 (助成申請額を収入の部に入れる)
- その他関係資料

## APPLICATION PROCESS

### 手続きについて

各書類をご用意の上、申請を行ってください。

- 1 「仮申請書」の提出** L 2年前まで  
誘致する会議の開催予定日の2年前までに「仮申請書」を提出していただきます。
- 2 「仮交付決定通知書」の送付**  
助成金審査会の結果にもとづき「仮交付決定通知書」を送付します。
- 3 「本申請書」の提出** L 3ヶ月前まで  
会議開催予定日の3か月前までに「本申請書」を提出していただきます。
- 4 「交付決定通知書」の送付**  
助成金審査会の結果にもとづき「交付決定通知書」を送付します。
- 5 「実績報告書」の提出** L 2ヶ月以内  
会議終了後2か月以内に「実績報告書」を提出していただきます。
- 6 「助成金確定通知書」の送付**
- 7 助成金のお支払い**  
請求書にもとづき、銀行振り込みで助成金をお支払いします。  
※日本国内の金融機関の口座をお願いしております。

